

平成 28 年 11 月 29 日

「ガスの小売営業に関する指針」(案)に関わる意見

日本生活協同組合連合会

都市ガス小売自由化においては、消費者の選択(料金体系、サービス、小売事業者など)が保障され、公正で透明な競争市場を通じて、より低廉なガスが安定的に供給されることが期待されます。

しかし、三大都市圏以外の地方においては、家庭用都市ガス小売事業への新規参入の動きがほとんど見られない一方、多くの既存の都市ガス事業者の経過措置料金規制が指定されないため、「規制なき独占」が生まれ、料金値上げが懸念されます。都市ガス小売自由化は、電気小売自由化と比較して消費者の認知が進んでいません。このままでは、各地で様々な問題が起きることが懸念されます。

以上を踏まえ、この度、意見募集があった「ガスの小売営業に関する指針」(案)について、以下を要望します。

1. 「1.(1)一般的な情報提供」に関し、「経過措置料金規制を指定されなかった(解除された)既存の都市ガス事業者」は、その旨を消費者に対して直接、書面にて説明することを義務化するように求めます。

今回の都市ガス小売自由化において、既存の多くの都市ガス小売事業者が「経過措置料金の指定」をされなかったため、自由化の開始と同時に、料金の値上げを自由に行うことができるようになります。しかし、今回の指針(案)には「経過措置料金を指定されなかった事業者が、その旨を消費者に説明すること」に関する記載がないため、これまで公共料金だった都市ガスにおいて、いきなり事業者が自由に値上げをした場合、利用する消費者に混乱が生じる可能性もあります。経過措置料金規制を指定されなかった(解除された)既存の都市ガス小売事業者については、その旨を消費者に対して消費者に説明しない場合に、これを「問題となる行為」とすることで、書面による説明を義務付けるよう要望します。

2. 「1.(1)一般的な情報提供」に関し、「標準メニューの公表」や「平均的な月額料金例の公表」は、「明記しないこと」を「問題となる行為」とし、電力・ガス取引監視等委員会が、事業者には是正させることができるようにすべきと考えます。

今回の指針には、望ましい行為として「標準メニューの公表」や「平均的な月額料金例の公表」が明記されています。これらは、新規の契約締結や契約の継続を検討する消費者にとって必須の情報です。「明記すること」を「望ましい行為」とするのではなく、「明記しないこと」を「問題となる行為」とし、すべての都市ガス小売業者に義務付けることを要望します。

3. 「1.(1)一般的な情報提供」に関し、値上げを実施する場合には、一定期間(例えば2カ月)前に、消費者に対して値上げ額・値上げ率、その理由などを書面で案内することを義務化するよう求めます。

すでに契約をしている消費者にとっては、値上げが行われる場合、その情報を適切に得られることが重要です。今回の指針(案)には、値上げ時の情報提供のあり方について記載がありません。今回の指針(案)に、値上げ時の適切な情報提供(一定期間前に値上げ額・値上げ率、その理由を書面で案内)をしないことは「問題となる行為」であるとするので、都市ガス小売事業者に、書面で案内することを義務付けるよう要望します。

4. 経過措置料金を外した場合の「特別な事後監視」について、「指針」の中に明記してください。

第29回ガスシステム改革小委員会(平成28年2月23日)において、事務局から経過措置料金が外れた際に、合理的な理由がない料金値上げがあった場合には「特別な事後監視を行う」旨の発言がありました。今回の「指針」の中に、経過措置料金規制が外れた際に、合理的な理由がない料金値上げがあった場合には「特別な事後監視」を行うことがあることを明記してください。

5. 「5.(2)ガス小売事業者からの小売供給契約の解除時の手続き」に関して、解除日の明示も予定日の一月前程度にしてください。

ガス事業法第9条第3項では、ガス小売事業者の登録取り消し処分や自主的判断により事業の休止または廃止をする場合には、原則として事業休廃止の少なくとも一月前に周知を行うことが義務付けられています。

ガス小売事業者の倒産などを理由として、ガス小売事業者から小売供給契約が解除される場合は、消費者も早急に新たな事業者と契約しなければなりません。新たな事業者との契約を開始するにあたっては、消費者も、現時点で契約している事業者との契約解除日がいつかを知る必要があると考えられます。契約解除日の連絡が15日程前であった場合、新たな事業者との契約に時間がかかれば、都市ガスの供給が一時的に最終保障供給事業者となる可能性もあり、消費者にとっては大きな手間が発生します。解除日の明示も、解除予定日の一月前程度にするべきと考えます。

6. 最終保障供給の料金水準は、標準的な都市ガス料金の1.2倍程度にとどめることを明記してください。

第23回ガスシステム改革小委員会(平成27年9月15日)において、最終保障供給の料金水準は標準的な小売価格の1.2倍程度にとどめるとされました。最終保障供給を行う事業者は、最終保障供給時の料金水準を、標準的な都市ガス料金の1.2倍程度にとどめることを「指針」上に明記してください。

以上